

第5回 愛知県犯罪被害者等支援に関する指針策定検討会議 議事録

日時：令和5年2月21日（火） 午前9時00分から午前10時30分まで

場所：愛知県災害対策本部室

<指針についての意見>

- 第4回の策定検討会議では、特に資料5、「3 その他施策に関する意見」の、1つ目にある「総合的対応窓口の設置」との関係での、窓口に専門職を置くとか、2つ目にある「心に悩みを持つ犯罪被害者等への対応」にある「相談体制の整備、相談窓口の充実を図る」の文言とか、3つ目にある「コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等」について議論を行ってきたところである。対応としては、現時点での取組について書いているので文書修正は行わないということは理解できるところでもあるし、逆に対応できないところを過度に書いてしまうと、それこそ二次被害になってしまうとか、そういった懸念が議論されるところでもある。
- 別冊の6ページの「総合的対応窓口の設置」の最後にある「相談体制の充実強化を図る」という文言の中に窓口に専門職を置く体制を検討することが含まれるというニュアンスで捉えることができるというのが一つ解釈としてあるが、より直接的には、例えば相談体制の後に「検討」とかを入れ、「相談体制の検討及び充実強化を図る」とするとより明確に示すことができるかと思った。
- 資料5の「2 愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針（案）」の管理番号2について、被害者の権利はずっと置き去りにされてきて、被害者の知る権利も実現されていない中で、所謂のぞき見的なことも多く、被害者は、報道の自由、国民の知る権利に苦しめられ、二次被害を受けている現実がある。そういったことを防ぐための被害者支援条例の指針であると考えたと考えると、報道の自由、国民の知る権利という文言ではなく、「公益性」という表現ではいけないのかと思う。

<総合的相談窓口配置する専門職についての意見>

- 愛知県における犯罪被害者等の総合的対応窓口が動き始めていく中で、犯罪被害者等に対応する社会福祉士等の専門家の設置については、議論が必要になってくるのかと思っている。今後、配置に向けたヒアリング等を行う中で、専門家の方から対応が相当体制的に難しいという話があるとすれば、別の方策が必要になることもと考えられる。
- 社会福祉という観点で、犯罪被害に関わられている方は、加害者側に軸足

を置いている方が多いように思う。例えば、検察庁の人事異動の際にコメントが新聞に掲載されるが、加害者側の再犯防止への取組みについてはよく見かけるが、被害者支援についてのコメントは見た記憶がないように思う。社会の中で福祉というと加害者側のことばかりに充実が図られてきている。被害者支援、被害者のための社会福祉を進めていただくために、総合的窓口配置される専門家を検討する際等にも、これまでの歴史をふまえ、被害者のことをしっかり考えていただける方を選んでいただきたい。

- 加害者に軸足を置いた社会福祉士にしか会ったことがないという話があったが、現在の制度の中で、加害者の更生支援というものができあがっているため、そういう視点でとか、勉強したりしている人がいるに過ぎないと思っている。社会福祉士という専門職は、支援対象に向けた支援を行っていくということが一般的に資質とか傾向としてあると思うので、やはり被害者支援に軸足が無いのは、制度がないからということにつきるのかなと思う。制度としてあるというのが大事だということからすると、今年度、別冊に専門職を配置することが書けないとしても、予算を伴わない取組として、窓口で、どのような専門職を配置するのが適切であるのかという検討を始めるとか、そういったものがあるところの策定検討会議での議論の継続性が担保されて良いのではないかと思う。
- 日本における社会福祉士は1987年に国家資格となり、どちらかと言えばボトムアップというより、国の施策を末端で引き受けるという傾向が強い。そういう意味では司法の方から要請があり、加害者支援というのが先に来ている一方で、被害者支援に対する対応の遅れを感じている。
- 社会福祉士の専門職としての特性としては、例えば臨床心理士は、1対1のカウンセリングに長けた専門職であるが、社会福祉士はどちらかというと、一人で解決するというのではなく、様々な専門職の方と連携をして、チームをつくり問題解決に携わっていくというところに重点を置いた教育がなされている専門職である。
- 社会福祉士というのは、別に思想とか哲学で加害者側の方という話は全くなく、更に言えば、再犯防止というのも社会福祉士の目的になっているわけではなく、周りの状況があってそういうことの実現に繋がっているということだと思う。そうすると、ある程度法とか条例が支援体制を方向付けていくことで社会福祉士や公認心理師といった専門職が犯罪被害者等支援の世界により対応していくという流れは作れるということなのかなと思う

- 配置する専門職は可能であれば社会福祉士と臨床心理士の両方いればその方がよいが予算が無いからということではなく、できるだけそうしたところを補っていけるような仕組み作りが必要だと思う。
- この策定検討会議でのコンセンサスとしては、総合的対応窓口に対人的専門家を置いた方がいいということの認識や、方向性というの是一致的だと思う。その一方で内閣府等の要請の中でも、専門職として社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等が挙げられている。一方で、愛知県は県の実状に合わせて、どの専門性を持った人をより優先的に総合的対応窓口配置していくのかというところの課題が整理整頓できていないので、来年度以降、総合的相談窓口の運用を始め、犯罪被害者等からの相談を実例として重ねていく中で、例えば社会福祉士がいいんじゃないかとか、そういう方向性が定まれば、予算事業として議会に提案ができるという流れだと認識している。

<被害者支援・再犯防止についての意見>

- 法務省の指針に加害者と被害者の対話を、更生に活用するというものがあるが、被害者の中にも色々な考え方の方がいるし、難しい取組になるが、法務省ではこの修復的司法というか、加害者の更生に被害者の言説（ナラティブ）をしっかりと届け、更生をさせるという、加害者に刑罰を与えるというよりも、更生を促すというか、社会復帰を促すためにそのような施策が推進されている。そうすると、被害者の負担等、色々な問題が起きてくる可能性が非常に高いため、フォローアップでは、被害者の声をきちんと受け止める一方で、長期的には被害者の声を更生に生かすという視点が必要になることも考えられる。
- これまでアメリカなどでも修復的司法の取組が行われていることは知っているが、一番の気掛かりは、その「修復的」という言葉である。万引き等の犯罪に対して行われているものが、生命や身体に被害が及ぶ犯罪等も全部含んで同じような括りにしてしまっていて良いのかということ。言葉そのものから全て取り入れるというところはかなり問題があるように思う。
- 更生保護の関係で、しよく罪プログラムというのが新しくなったようで、ゴールとして、被害弁償をさせるという形になっている。実際、プログラムの中で、被害弁償をしようとする、加害者の側から被害者の方にアプローチをすることになるため、事件から、特に重い犯罪の場合は10年、20年と時間が経った後に、被害者へ突然、本当に誠心誠意謝罪したくて弁償しますという気持ちがあったとしても、事件から10年、20年経って弁償しますと言われる被害者がある時にどうしているかも分からない。それでも、国がそのようなプログ

ラムを作るから、やるということになったとしたら、本当に大丈夫かなと思う。

- 保護観察所の方の話を聴いていると、現状、被害者が心情の伝達などが、受刑中早期からできない状況にあるので、そういうことを前倒しでやり、加害者が被害者の心情を知る取組をもっと早くから始めないといけないという問題意識があると感じる。実際に制度に結びつくのがいつなのかというのはまだ全然分からないが、被害者の側からすると結構大変なことが始まったなっていうのが率直なところである。
- 明らかに加害者の更生にかかる予算の規模と、被害者支援に掛ける規模が桁違いに違いすぎるという、根本的な問題が何ら解決していないということが意識としてあるからこそ、犯罪被害者等支援の体制を作っていくことで、少しずつ被害者支援の気運を醸成していくことをしないと、あまりにも加害者の更生と比べてアンバランス過ぎるだろうと感じる。

<フォローアップについての意見>

- フォローアップを指針の中で明記するというのはすごく大きなことだと思っており、ぜひぜひ色々な層の多様な被害者の方の御意見に耳を傾けるといいう体制をしっかりと考えるということと、二次被害を生じさせないことを意識して施策を打っていくというのが大事な事かなと感じる。

<総合的対応窓口についての意見>

- まずはこの策定検討会議で今まで議論してきたように、しっかりと愛知県がモデルケースとなって、全国の地方自治体をリードしていくような形での被害者支援というのを、加害者のことは置いておいて、しっかり構築することが、まず大前提かなと考えている。
- 国が加害者の処遇やその後のことに目線を向けてきた中、忘れられた存在であった被害者の権利を守る犯罪被害者等基本法や被害者支援特化条例がようやく創られたことを考えると、総合的対応窓口の設置、最初に制度として取り組むべき重要な部分が後回しになっていると感じる。制度づくりということであるならば、まずは相談窓口を置いて、被害者の対応をしていただける臨床心理士や社会福祉士といった専門職の配備をし、早くその体制が作られることを切に願う。